

警報発令時の対応について

香川県立丸亀高等学校定時制

1 基本的な考え方

○大雨・洪水・暴風・高潮・大雪等の「警報」や「特別警報」が、次の対象とする市町に発令されている間は登校しない。

○対象とする市町

中讃（丸亀市・坂出市・善通寺市・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町）

2 臨時休業の場合の判断

時 刻	状 況	対 応
午後1時	大雨・洪水・暴風・高潮・大雪等のいずれかの警報や特別警報が、対象とする市町に発令されている。	自宅待機
午後2時	大雨・洪水・暴風・高潮・大雪等のいずれかの警報や特別警報が、対象とする市町に発令されている。	自宅待機 昼間授業臨時休業
午後4時	大雨・洪水・暴風・高潮・大雪等のいずれかの警報や特別警報が、対象とする市町に発令されている。	臨時休業

3 登校の場合

（1）午後2時までに警報解除の場合（警報が注意報に変わった場合も含む）

安全に留意して登校する。

（2）午後2時以降、午後4時までに警報解除の場合（警報が注意報に変わった場合も含む）

安全に留意して登校する。なお、昼間授業は臨時休業とする。

（3）その他

緊急連絡網で登校を指示する場合がある。